

# 札幌市立本通小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## ※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### （1） いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為である。[いじめ防止対策基本法第 4 条「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）]

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### （2） 学校及び学校の教職員の責務 [いじめ防止対策推進法第 8 条]

学校及び学校の教職員は、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、教育センターや児童相談所等の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

### （3） 基本姿勢

- ① 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気・学校風土を築く
- ② 人権意識を高め、子どもと子ども、子どもと教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く
- ③ 子ども一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する
- ④ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期解決に努める
- ⑤ いじめ問題について、保護者・地域そして、関係機関との連携を深める

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

本校はこれまで「校内学びの支援委員会」が「生徒指導委員会」の機能・業務を兼ねており、「校内学びの支援委員会」が「いじめ防止対策委員会」の機能・業務を兼ねることとする。

### 〈いじめ防止対策委員会〉

校長、教頭、教務主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、該当担任（学年）、必要に応じてスクールカウンセラー、（特別支援教育巡回相談員）とする。（また、場合によっては学校評議員、PTA役員等が加わる場合も想定する。）

## 3 いじめの未然防止の取組

### （１） 子どもに対して

- ① 子ども一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、規範意識の醸成に努める。
- ② 分かる・できる・楽しい授業づくりに努め、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や子ども一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の学習や学級活動を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもがもつように、様々な活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要であることも併せて指導する。

### （２） 教職員として

- ① 子ども一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ② 子どもが自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を行うことに努める。
- ③ 思いやりや心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して子どもに示す。
- ⑤ 子ども一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥ 子どもや保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深める。特に、事故の人権感覚を磨き、事故の言動を振り返るようにする。
- ⑧ 問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告相談や同僚への協力を求める意識をもつ。

### （３） 学校全体として

- ① わかる授業づくり…児童ひとりひとりが達成感や充実感をもつことができる、わかる授業の充実に努める。
  - ・研究部が推進する『『わかった！』『できた！』を実感する子どもの育成』を目指しての授業づくりの充実
  - ・指導方法工夫改善の実践研究によるTT指導や習熟度別少人数指導の充実
- ② 道徳教育の充実…「いじめをしてはいけない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、道徳の時間を主に教育活動全体を通して指導する。
- ③ 体験的活動の充実…生活科や総合的な学習に時間を主に、他者とのかわり、コミュニケー

ション能力を養う体験的活動を系統的・計画的に実施する。

- ④ 学級経営・学級活動の充実…学級活動、朝・帰りの会、給食や清掃活動等で、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせる活動を取り入れたりしながら、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策…生活科や総合的な学習の時間でのPC活用時に、児童のインターネットや携帯電話の使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

#### 4 いじめの早期発見の取組

- (1) アンケート調査の実施…毎年11月に行われる市教委のいじめに関するアンケート調査を実施して実態把握と早期発見に努める。
- (2) 教育相談の実施…アンケート調査の結果をもとに教育相談を実施し、個別の実態把握や児童への指導に努める。
- (3) 日記や連絡帳の活用…家庭学習等の日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。
- (4) いじめ防止に関する研修の実施…「命を大切にする指導」「子ども理解に関する研修」等と関連付けていじめ防止に関する研修を計画的に位置付け実施し、日々の観察の仕方等、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに教頭や総務に報告する。
- (2) 教頭は速やかに「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童や保護者に対する支援といじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言等を継続的に行う。合わせて、市教委に結果を報告する。
- (4) 校長は、必要があると認める時は、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては市教委及び警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに市教委に報告、警察署に通報し、適切に指示や援助を求める。

(参 考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### 6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義

① いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時。  
(児童が自殺を企図した場合等)

② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる時

③ 児童や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあった時。

(2) 重大事態への対応

① 学校は、重大事態が発生した場合、市教委へ事態発生について報告する。

② 市教委の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

④ 調査結果を市教委に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を取る。

※市教委が調査主体になる場合は、資料の提出等、調査に協力する。

7 参考

【電話での相談窓口】

○いじめ電話相談(少年相談室)(24時間) 0102-127-830

○全国統一の教育相談ダイヤル (24時間) 0570-078-310 (ナビダイヤル)

○いのちの電話 011-231-4343 (24時間) 0570-783-556  
(ナビダイヤル)

○子どもアシストセンター 0120-66-3783 (子ども専用電話)  
011-211-3783 (大人用)

○札幌市児童相談所 011-622-8630

○子ども安心ホットライン 011-622-0010

○子ども人権110番 0120-007-110

## 【いじめ対応フローチャート】

